

ごみ減量のためにできること

大阪市

ごみ減量 アクション プラン

市民の行動メニュー

もくじ

●はじめに	1
●ごみゼロリーダーとともに ～ごみの減量と3Rのボランティアリーダー～	2
●大阪市ごみ減量アクションプラン ～市民の行動メニュー～	
・ 買い物をするとき	3
・ 暮らしのなかで	4
・ いらなくなったものを活かすために	4
●食品ロスの現状と削減にむけて ～食べ物のもたをなくそう～	5
●古紙・衣類はまだまだ分別ができます	6
●古紙・衣類の収集活動を支援しています	7
●新たなペットボトル回収・リサイクルシステム	8
●つなげようリサイクルの輪	9
●家庭ごみの分け方・出し方	11
●拠点回収について	14
●ごみはまだ減らせるの？	15

ごみ減量宣言! 関西



関西広域連合
循環型社会づくり
シンボルロゴマーク

はじめに

私たちが日々生活していくうえで、「ごみ問題」は避けては通れない課題のひとつです。ごみ焼却に伴う温室効果ガス(二酸化炭素等)の増大や、天然資源の枯渇等は、地球環境の問題であるとともに私たち人類の問題なのです。ごみを減らす＝「ごみ減量の取組み」は、環境への負荷を減らし循環型社会を築くための非常に重要な取組みです。

大阪市では、ごみ減量のため環境教育の推進や分別収集の充実など、今後ともより一層のごみ減量の取組みが求められています。

持続可能な「循環型都市」の構築に向けては、行政が率先してごみ減量を推進するとともに、市民・事業者の皆さんが自主的にごみ減量に取り組むことが大切です。

そうしたことから、平成14年8月に大阪市廃棄物減量等推進審議会からの答申を受け、「ごみ減量アクションプラン」を策定しました。

この冊子は、「ごみ減量アクションプラン」の市民、事業者、大阪市のごみ減量・3Rの推進のための行動メニューの中から、市民向けの行動メニューを、次の三つの生活場面ごとに分類して、例示しています。

- 買い物をするとき
- くらしのなかで
- いらなくなったものを活かすために

ご自身のこれまでのライフスタイルを見直すきっかけとしていただき、さらなるごみの減量につなげてください。



ごみ減量化・資源の有効利用の取組みの基本的な考え方

3つの頭文字をとって、**3R**(スリーアール)といえます

高
↑
3Rの優先順位
↓
低

最終的にごみになるものも、できるだけ環境に負荷を与えないよう適正に処分することが大切です

●循環型社会形成推進基本法におけるごみ処理の優先順位

1	リデュース Reduce (発生抑制)	まず、生産・流通・消費の各段階から、ごみの発生を抑制する取組みを行います。
2	リユース Reuse (再使用)	次に、リターナブルびんのようにそのまま使用できるものは何度も再使用しましょう。
3	リサイクル Recycle (再生利用)	そして、不用となったものは、原材料として利用するなどして、再生利用を進めることが大切です。
4	熱回収 (サーマル・リサイクル)	資源として使えない場合は、燃やしてその熱を利用します。
5	適正処分	最終的にごみになるものは、適正に処分します。

○発生するごみは、分別して「リサイクル(再生利用)」することはもちろん大切です。しかし、「リサイクル(再生利用)」よりも、まず、環境への負荷が低い「リデュース(発生抑制)」や「リユース(再使用)」をすることが大切です。

○「リサイクル(再生利用)」に重点を置きすぎるばかりに、「大量生産・大量消費・大量リサイクル」に陥り、結果としてかえって環境負荷を増すことのないよう、考慮する必要があります。

○市民・事業者・大阪市が、それぞれの責任を果たしつつ、パートナーシップのもとに、協働して日々の活動の中で、実際にごみ減量を推進できるような具体的な取組みを行うことが重要です。

ごみゼロリーダーとともに

～ごみの減量と3Rのボランティアリーダー～



廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)とは、ごみの減量と3R(リデュース:発生抑制・リユース:再使用・リサイクル:再生利用)を推進する地域のボランティアリーダーの皆さんのことです。

ごみゼロリーダーは、大阪市と連携し、市民の皆さんへ「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発を行うなど、地域での自主的なごみ減量・3R推進の活動に取り組んでいます。

ごみゼロリーダーの活動内容

1 「ごみ減量アクションプラン」の普及及び啓発に関すること

「ごみ減量アクションプラン」を活用した具体的な減量方法などについての普及啓発や資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集及び古紙・衣類分別収集への排出協力などの啓発

2 古紙・古布等資源物の集団回収、不用品交換等のリサイクル活動の推進に関すること

地域で行われているコミュニティ回収・資源集団回収、新たなペットボトル回収やガレージセールなどのリユース・リサイクル活動の推進

3 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する意見の聴取や情報の提供に関すること

担当の環境事業センターに地域住民の皆さんのごみの減量・3Rに関する意見・要望の提供や、研修会等で得ていただいた知識などの地域住民への提供

4 美化活動参加の促進に関すること

地域におけるまちの美化に関する活動の促進

5 その他市長が必要と認める事項に関すること



- ごみ減量アクションプランの啓発
- 資源集団回収活動等の促進
- ガレージセール等イベントの取組み
- ごみ減量3Rに関する情報提供

ごみ問題、3Rに関する情報提供

- 研修会、見学会の実施

地域活動のサポート

- 活動ノウハウの提供
- ボランティア保険に加入



ロゴマーク



ごみゼロリーダーを中心に、

発生抑制
(Reduce:リデュース)

再使用
(Reuse:リユース)

再生利用
(Recycle:リサイクル)

の3Rに取り組んでごみ減量・リサイクルの輪を構築する姿と循環型社会の形成に向けた3Rという基本原則を表しています。

大阪市 ごみ減量アクションプラン

～市民の行動メニュー～ ごみ減量のためにできること

買い物をするとき

ステップ

1

**お出かけの時には
エコバッグを携帯しましょう。**

急な買い物の時でも、レジ袋をもらわないように、お出かけの際はエコバッグを携帯しましょう。



過剰な包装は断りましょう。

中身を取り出せばすぐ不要になってしまう過剰包装を断りましょう。

繰り返し使える容器に入った商品を選びましょう。

ビール・酒などは、繰り返し使えるリターナブルびん入りの商品を選びましょう。

再生品を選びましょう。

トイレットペーパーや文房具などを購入する際には、再生品を選びましょう。



詰め替え商品やコンパクト商品などを選びましょう。

洗剤、シャンプーなどを購入する際には、詰め替え商品や濃縮されたコンパクト商品を選びましょう。

ばら売りや量り売りの商品を選びましょう。

野菜、果物、肉などを購入する際には、ばら売りや量り売りのものを選び必要な量だけを買うようにしましょう。

ステップ

2

使い捨て商品の使用を控えましょう。

長く使えるものを選び、大切に使うことが、ごみを減らし環境にもやさしい生活につながります。



レンタル品や中古品を利用しましょう。

ベビー用品や旅行用品など短期間しか使用しないものについては、できるだけレンタル品を利用しましょう。また、家具、衣類、家電製品などについては、リサイクルショップを利用する方法もあります。



ステップ

3

**グリーンコンシューマー
(環境に配慮した消費者)
になりましょう。**

環境への負荷ができるだけ少ない商品を選んで買い物をするグリーンコンシューマー(環境に配慮した消費者)になりましょう。



ワンポイント コーナー

● レジ袋削減に向け

**マイバッグ
いつでも どこでも
携帯を**

大阪市では、プラスチックごみの削減に向け、事業者・市民団体とともに3者によるレジ袋削減に関する協定の締結や、マイバッグキャンペーン等の取り組みを実施し、全ての市民(お客様)が急な買い物の時も含めてレジ袋を使用することのないよう、エコバッグを常に携帯する運動の拡大をめざした取組みを進めています。



● レジ袋を断ると...

**レジ袋
一枚
当たり**

- **ごみ減量**
約10グラムのごみ減量になります
- **資源の有効活用**
約18.3ミリリットルの原油が不要となります
- **CO₂の削減**
約61グラム of CO₂を削減できます

■ 再生品を選ぶには、**エコマーク**、**グリーンマーク**などの「**環境ラベル**」を目印にしましょう。

● エコマーク



商品の「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通じて、環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品についています。

● グリーンマーク



古紙を再生利用した商品(ノート、コピー用紙、トイレットペーパー等)についています。

● 牛乳パック再利用マーク(パックマーク)



牛乳パックを再生利用した商品(トイレットペーパー等)についています。

● Rマーク



再生紙を使用した印刷物等についています。右の数字は古紙割合を表しています。

● PETボトルリサイクル推奨マーク



使用済みのPETボトルからリサイクルされた商品(繊維、文房具等)についています。

大阪市 ゴミ減量アクションプラン

～市民の行動メニュー～ ゴミ減量のためにできること

くらしのなかで

ステップ

1

**食べ残しをしないように
しましょう。**

食事を作りすぎたり、注文しすぎたりしないように注意し、食べ残しをしないようにしましょう。

**こわれたときは修理を
して、長期間使う
ようにしましょう。**

家具などがこわれたときには、できるだけ修理をして、長期間使うようにしましょう。

ステップ

2

**食品の品質や期限表示を
こまめにチェック
しましょう。**

商品を購入した後は、冷蔵庫や食品棚の食品の品質や賞味期限などをこまめにチェックして、無駄なく使い切るようにしましょう。

ステップ

3

**生ごみの減量に
取り組みましょう。**

野菜などの食材は、できるだけ無駄なく使い切るよう心がけ、生ごみの発生を減らしましょう。

**地域や学校などで、ごみの減量
活動に取り組みましょう。**

ガレージセール開催、資源集団回収活動など、地域や学校などでごみの減量活動に取り組みましょう。

いらなくなったものを活かすために

分別しましょう

空き缶・空きびん・ペットボトル・金属製の生活用品・スプレー缶・カセットボンベ類は、資源ごみ収集に出しましょう。 ※11ページをご参照ください。

新聞・段ボール・紙パック・雑誌などの古紙や衣類は、地域の資源集団回収又は古紙・衣類分別収集に出しましょう。 ※7・12ページをご確認ください。

商品を包んだりしていたプラスチック製の容器や包装は、容器包装プラスチック収集に出しましょう。 ※12ページをご参照ください。

蛍光灯管や水銀体温計、インクカートリッジなどは拠点回収をご活用ください。

※拠点回収については14ページをご参照ください。

食品トレイなどは、販売店などの店頭回収に出しましょう。

回収された食品トレイは、再生トレイやプラスチック製品（ビデオテープ、ハンガーなど）に再生利用されます。

まだ使えるものは、必要としている人に譲りましょう。

ベビー服、子ども服、家具など、まだ使えるものは、知り合いに譲ったり、ガレージセールやリサイクルショップを利用して必要としている人に譲りましょう。

充電式電池は、販売店での回収に出しましょう。

充電式電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池）には、ニッケル、カドミウム、コバルト、鉛などの希少な資源が使われています。回収されたニッケルは鉄との合金であるステンレスの材料として、カドミウムは新しいニカド電池の材料として活用されます。

食品ロスの現状と削減に向けて

～食べ物のムダをなくそう～

「食品ロス」年間643万トン！



「手つかずのまま捨てられている食品」や「食べのこし」といった無駄に捨てられている食品を「食品ロス」と言います。日本での「食品ロス」は、年間約643万トンにも上ります。（農林水産省および環境省平成28年度推計）

国民1人あたりにすると、毎日、おおよそ茶碗1杯分(約139g)の食品を無駄に捨てていることとなります。

「私たちにできること」として、食べ物をもっと無駄なく、大切に消費していくことが求められています。

できることから始めよう

フードドライブ

フードドライブとは、ご家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間(受付先が設定する期間)以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に譲渡する活動です。

フードドライブも食品ロス削減につながる大切な取組みの一つです。



家庭から食料を集める

イベントや常設会場等



福祉団体や生活支援を必要とする個人等

「もったいない」をエコ活動につなげよう

エコクッキング

エコクッキングとは、環境に配慮しながら買い物から調理、後片付けまで一連の流れを通じて実践する取組みです。「食材を無駄にせず、ごみをできるだけ出さない」食生活を心がけましょう。

<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000463491.html>

「生ごみ”3きり”運動」

に取り組もう！

「使いきり」 食材は無駄なく使いきりましょう

- ☑「冷蔵庫をチェック」…定期的に冷蔵庫の食材をチェックし、賞味・消費期限切れになる前に使いきる。
- ☑「買いすぎない」…買い物に行く前に、冷蔵庫等の在庫をチェック。使いきれ、必要な分だけ購入。
- ☑「アレンジして使い切る」…余ったおかずもアレンジして食べる。



冷蔵庫をチェック！



必要な分だけ購入！



余ったおかずで別メニュー！

「食べきり」 料理は残さず食べきりましょう

- おうちでは…☑料理は食べられる量だけ作り、残さず食べる。
- ☑食べきれなかったときは、冷蔵・冷凍で保存する。
- 外出時は…☑食べられる分だけ注文し、残さず食べる。



作りすぎない！



コマメに保存！



注文しすぎに注意！

「水きり」 ごみ出すときは水気をきりましょう

- ☑「濡らさない」…野菜などの使えない部分は洗う前に切り落とす。
- ☑「水きりをする」…生ごみを普通ごみを出す前に「きゅっ」と一絞り。
- ☑「乾燥させる」…茶殻、コーヒー、果物の皮は一晚おいて乾燥させる。



洗う前に切り落とす！



水きり必須！



一晚おいて乾燥！

古紙・衣類はまだまだ分別ができます

平成30年度に実施した家庭ごみの組成分析調査結果から、普通ごみに含まれる古紙の推計量を試算したところ、古紙・衣類の分別対象品目となっている「その他の紙」が約3.1万トンも普通ごみとして捨てられていることが分かりました。これは、新聞やその他の紙などを含めた大阪市の古紙回収量（約1.8万トン）を大きく上回るもので、内訳を見ると、食料品や日用品などの紙箱が9千トンと最も多く、紙袋も2千トン含まれていました。

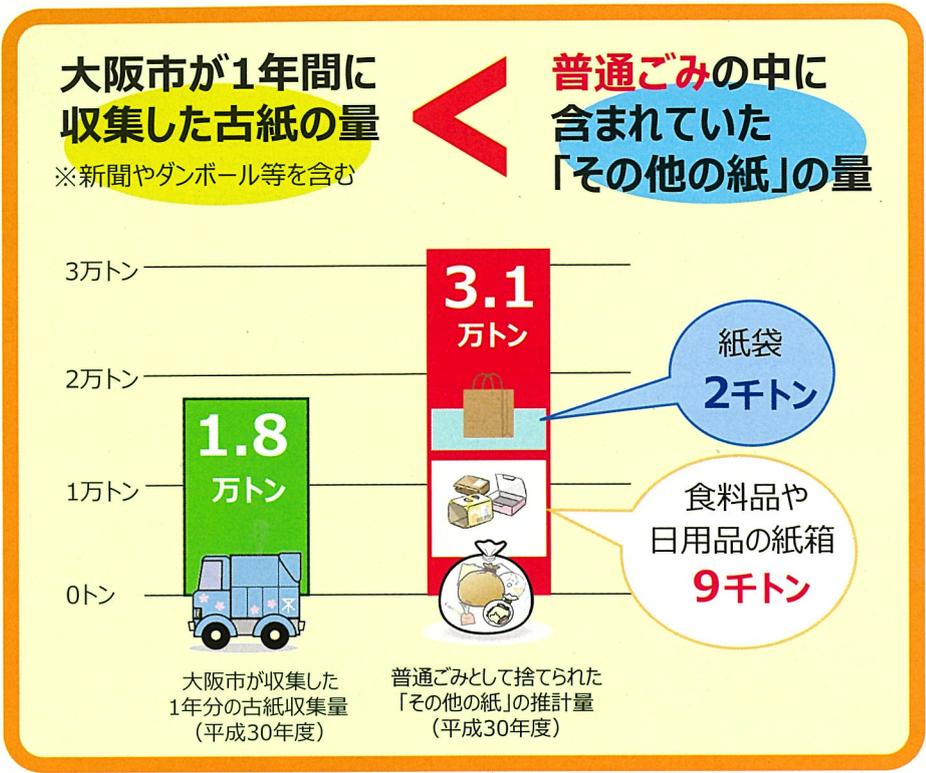
質の高い分別にご協力を

「その他の紙」として排出される物の中には、ビニールや金具などリサイクルに支障をきたす物がそのまま捨てられていることもあります。少量でも影響するので、排出される際にひと手間かけていただき、質の高い分別にご協力をお願いします。

また、古紙は品目ごとに使用用途が異なります（10ページ参照）。そのため「その他の紙」に紙パックを混ぜて排出したり、段ボールに「その他の紙」を混ぜて排出したりしないでください。紙パックもそのまま出されると、匂いや汚れなどでリサイクル出来なくなるので、必ず切り開いて、洗ってから排出するようにしてください。

ご協力ください

● たたまれていないままで排出されているダンボールも多くあります。



再資源化のため、排出は必ず品目ごとにお出しいただき

- 「その他の紙」以外のものが入っている
品目ごとに分けてお出しいただき
- 切り開かれていない紙パック
必ず切り開いて洗ってください

古紙・衣類の分け方と出し方については、**古紙・衣類の分別収集（12ページ参照）**をご覧ください。

ワンポイントコーナー

古紙・衣類の持ち去り行為を禁止しています

大阪市では、平成29年4月より古紙・衣類の持ち去り行為及び持ち去られた古紙・衣類の譲受け行為を規制し、平成29年10月からは違反行為者に対し指導等を経たうえで、過料を科すほか、氏名等を公表するなど持ち去り行為の根絶に向け厳正に取り組んでいます。

持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴（車両ナンバー等）などを、お住いの地域を担当する環境事業センター（15ページ参照）までご連絡ください。

巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますので、ご協力をお願いします。



不 大阪市産業物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例に基づき

4月より古紙・衣類の持ち去り行為や持ち去られた古紙等の譲受け行為を規制!

大阪市は平成29年 **10月より違反した場合は、5万円以下の過料が科せられ、氏名等が公表される場合があります。**

新聞 雑誌 段ボール 紙パック その他の紙 衣類

古紙・衣類の持ち去り行為!譲受け!は禁止されています!!

持ち去り行為を目撃したらお住いの地域を担当する各環境事業センターへご連絡ください。目撃した際には、場所・時間・車両ナンバー等をお知らせください。

各環境事業センターの連絡先など、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

大阪市環境局 大阪市 持ち去り 検索

ご活用ください

古紙・衣類の持ち去り行為等禁止ポスター 環境局ホームページ「古紙・衣類等の持ち去り行為等の規制について」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000394165.html>に掲載しています。

持ち去り対策のチラシ 環境局ホームページ「資源集団回収活動について」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/000009027.html>に掲載しています。

古紙・衣類の収集活動を支援しています

コミュニティ回収とは

現在、大阪市で実施している古紙・衣類分別収集を、地域活動協議会等の地域コミュニティがその主体となって、原則小学校区単位の規模で行う活動です。大阪市が行っている同じ収集曜日・排出方法で、地域活動協議会等の地域コミュニティが契約をした再生資源事業者が収集を行う活動となります。活動地域にお住いの方にとっては、収集曜日・排出方法は一切変わらず、一方で大阪市からの支援が得られる制度となっています。

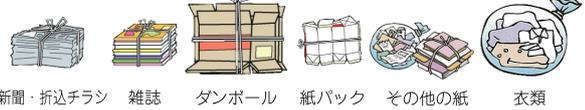
なお、コミュニティ回収を開始しても、その地域で既に実施されている資源集団回収は継続して活動いただけます。

取組める団体

地域活動協議会等の地域コミュニティ
(原則、小学校区単位)

収集品目

古紙・衣類の6品目すべて
取組んでいただく必要があります



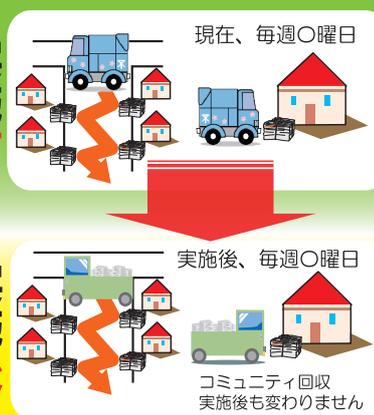
コミュニティ回収で取組んでいただく品目

収集方法・収集曜日の変更はありません

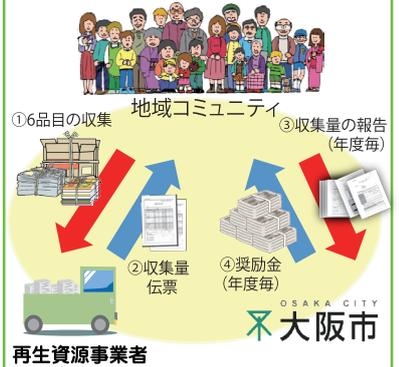
普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類
最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの	空き缶(スプレー缶も含む)、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品など	商品を入れるものまたは包むもので、おもにプラマークのあるもの	①新聞・折込チラシ、②雑誌、③ダンボール、④紙パック、⑤その他の紙、⑥衣類
そのまま	そのまま	そのまま	コミュニティ回収
普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類
これまでと変わらず、大阪市が収集します			地域と契約した再生資源事業者が収集します

実施前

実施後



活動から支援まで



収集曜日の変更がないので地域にお住いの皆様はこれまで通りの排出をしていただけます

詳しくは、環境局ホームページ「コミュニティ回収について」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000288460.html>をご覧ください。

資源集団回収とは

ご家庭から出る新聞・雑誌・段ボールなどの古紙や古布などの再生資源物を、町会、子ども会、PTA、女性会などの住民団体が、自主的に収集し再生資源事業者に引き渡す活動です。活動団体へは、大阪市より支援を実施しています。



コミュニティ回収との違い

資源集団回収は営利を目的としない10以上の排出世帯で構成された自主的な団体から始められます。

活動から支援まで



収集品目と支援対象

奨励金対象品目	奨励金対象外の品目
①新聞・折込チラシ	⑥衣類
②雑誌	⑦びん
③ダンボール	⑧アルミ缶
④紙パック	⑨スチール缶
⑤その他の紙	⑩その他金属

団体が選択する「古紙」等任意の再生資源物(1品目から可)

コミュニティ回収との違い

コミュニティ回収は①～⑥の6品目すべての収集が必須なのに対し、資源集団回収は1品目からでも取組んでいただけます。※ただし奨励金の対象は①～⑤のみ

表彰制度について

大阪市では再生資源の収集活動に功績のあった団体に対し、市長表彰または区長表彰を実施しています。



環境局ホームページ「資源集団回収活動について」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/000009027.html> をご覧ください。

再生資源事業者については団体でご自由に決めていただけます。

また、環境局ホームページにて再生資源事業者一覧を掲載しておりますのでご利用ください。

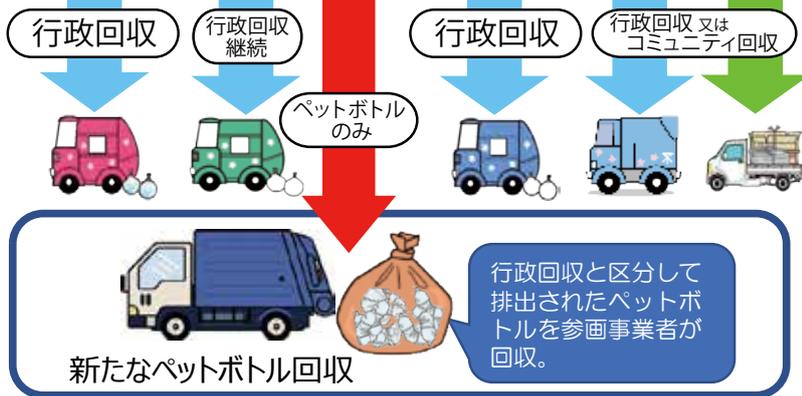
「家庭から出される古紙・古布を取り扱っている再生資源事業者一覧」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000182430.html>

新たなペットボトル回収・リサイクルシステム

現在、大阪市・許可業者が「資源ごみ」として収集している家庭から排出される“ペットボトル”について、本取組みを実施していただく**地域活動協議会等**（原則、小学校区単位）の**地域コミュニティ**と**参画事業者**が、連携協働して回収する活動です。

※空き缶、空きびん、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類はこれまでと同様に大阪市が「資源ごみ」として収集します。

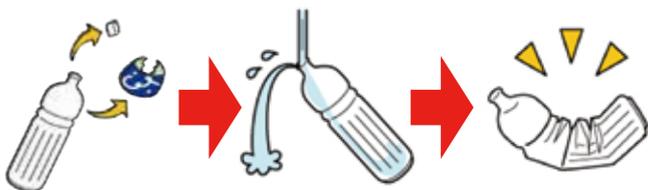
普通ごみ	資源ごみ	容器包装プラスチック	古紙・衣類
最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの	空き缶、空きびん、 ペットボトル 、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類	商品を入れるものまたは包むもので、おもにプラマークのあるもの	①新聞・折込チラシ、②雑誌、③段ボール、④紙パック、⑤その他の紙、⑥衣類



新たなペットボトル回収では、**ペットボトルからペットボトル**等へリサイクルをしていくため、質の高いペットボトルを排出することが重要となります。

● ペットボトルの分別方法

- ① 「キャップ」と「ラベル」をはずしてください
- ② 中身を出してさっと水洗いしてください
- ③ できるだけつぶして専用袋等に入れてお出しください



※キャップの下についているリングは外さなくても大丈夫です

※「キャップ」と「ラベル」は容器包装プラスチックにお出しください

● ペットボトルの出し方

大阪市収集（資源ごみ等）と区分して出していただく必要があります。方法としてはペットボトル専用のごみ袋で区分する。または、大阪市収集のない曜日に実施して区分する必要があります。



※資源ごみ収集はこれまでと変わらず、収集します

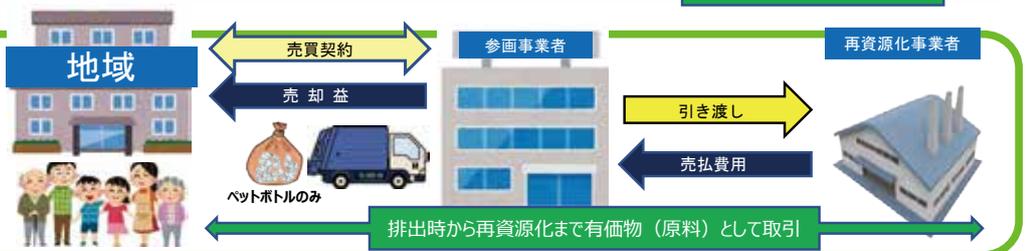
資源ごみ収集（行政回収）

大阪市は、ペットボトル以外に空き缶、空きびん、金属製の生活用品を「資源ごみ（スプレー缶・カセットボンベ類は別袋）」として収集し、民間の選別施設で選別後、圧縮・減容等の加工を行って再資源化事業者へ引渡し、日本国内で再資源化（リサイクル）しています。



新たなペットボトル回収

地域活動協議会等（原則、小学校区単位）の地域コミュニティと契約した参画事業者がペットボトルを「有価物」として回収し、再資源化事業者へ直接引渡すことで、そこで得た売払費用から参画事業者の回収経費等を差し引いたものを地域コミュニティへ売却益として還元します。



Q. 資源集団回収で取り組むことはできるの？

A. 資源集団回収では取り組むことができません！ペットボトルは、古紙・衣類等と異なり、廃棄物処理法上における「専ら再生利用の目的となる廃棄物」とならず廃棄物に分類されますが、この取組みでは、事業者が経済合理性に基づいた適正な対価をもって、地域コミュニティと有償で売買契約を締結することを条件としていることから、ペットボトルを廃棄物ではなく「有価物」として取り扱います。なお、この取組みは地域活動協議会等（原則、小学校区単位）の規模での活動する必要があります。

つなげようリサイクルの輪

皆さんに分別してお出しただいた、資源ごみや容器包装プラスチック、古紙・衣類はどのようにリサイクルされているかご存知ですか？

ここでは、それぞれのリサイクルの流れをご説明します。

せっかく資源をたくさん集めても、それらが使用されなければリサイクルの輪はそこで途切れてしまい、結局はごみとなってしまいます。

皆さんも、商品を買うときには再生品を積極的に選んで、リサイクルの輪をつなげましょう！



市民の皆さん

会社や商店等の家庭以外から出るものは受付できません

乾電池

蛍光灯管



※販売店などに設置されている回収箱をご利用ください。

回収方法等については、14ページをご参照ください

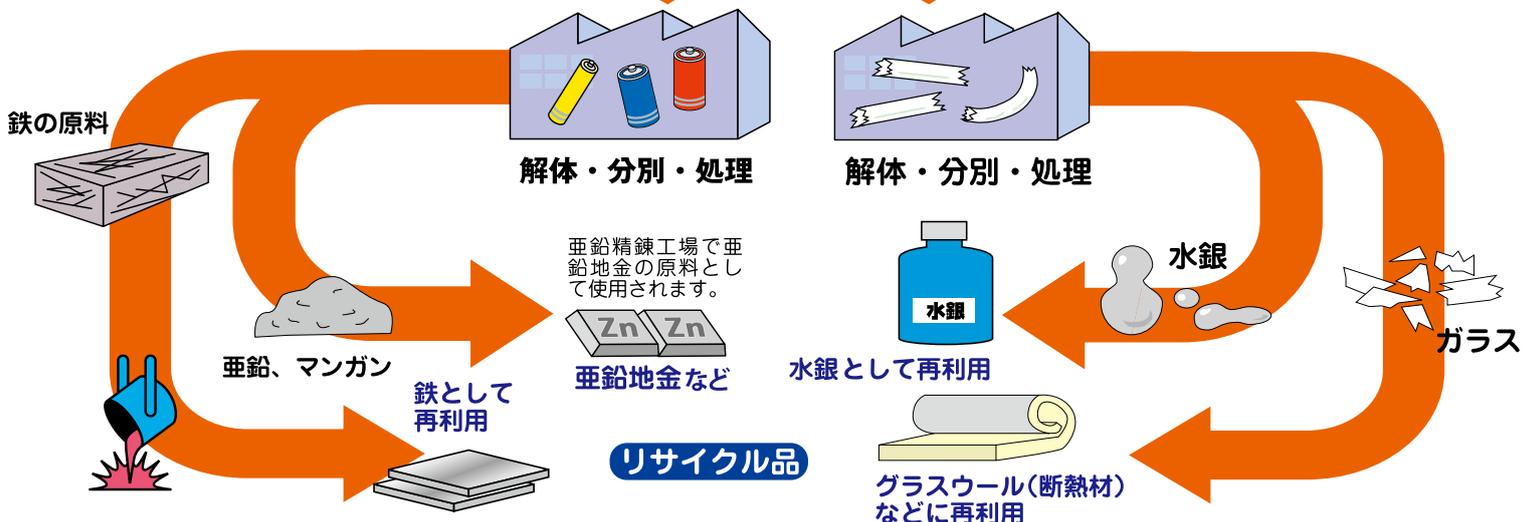


破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか新聞紙等で包んでお出しください。

輸送

乾電池は、二酸化マンガン、亜鉛、鉄、炭素棒などで作られています。回収された乾電池は、解体・分別されて鉄の原料などにリサイクルされます。

蛍光灯管は、ほとんどがガラスで作られています。また、蛍光灯管の中には水銀が入っています。回収された蛍光灯管は、破碎・分別され、ガラスはグラスウールなどに再利用され、水銀はまた水銀として再利用されます。





資源ごみ収集

容器包装プラスチック

古紙・衣類収集

空き缶

- 飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの

金属製の生活用品

- なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で最大の辺又は径が30cm以下のもの、あるいは棒状で1m以下のもの(ただし、ホーロー製品は除く)

スプレー缶・カセットボンベ類

- 必ず中身を使い切り、穴をあけずに透明または半透明の袋に入れ、その他の対象品目とは別袋でお出しください。

空きびん

- 飲料水・食料品・日用品・化粧品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下のもの
- ※ビールびん、一升びんなどのリターナブルびんは購入店・販売店にお渡してください。

ペットボトル

- しょうゆ・飲料用・酒類等のペットボトルでラベルなどの部分に表示があるもの
- ※一部のスーパーマーケットでも、ペットボトルの回収が行われています。

対象になるもの

◆容器包装プラスチックとは？

「容器」とは商品を入れるもの(袋を含む)、「包装」とは商品を包むもので、容器包装プラスチックとは、その中身を出したり、使ったりした後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。

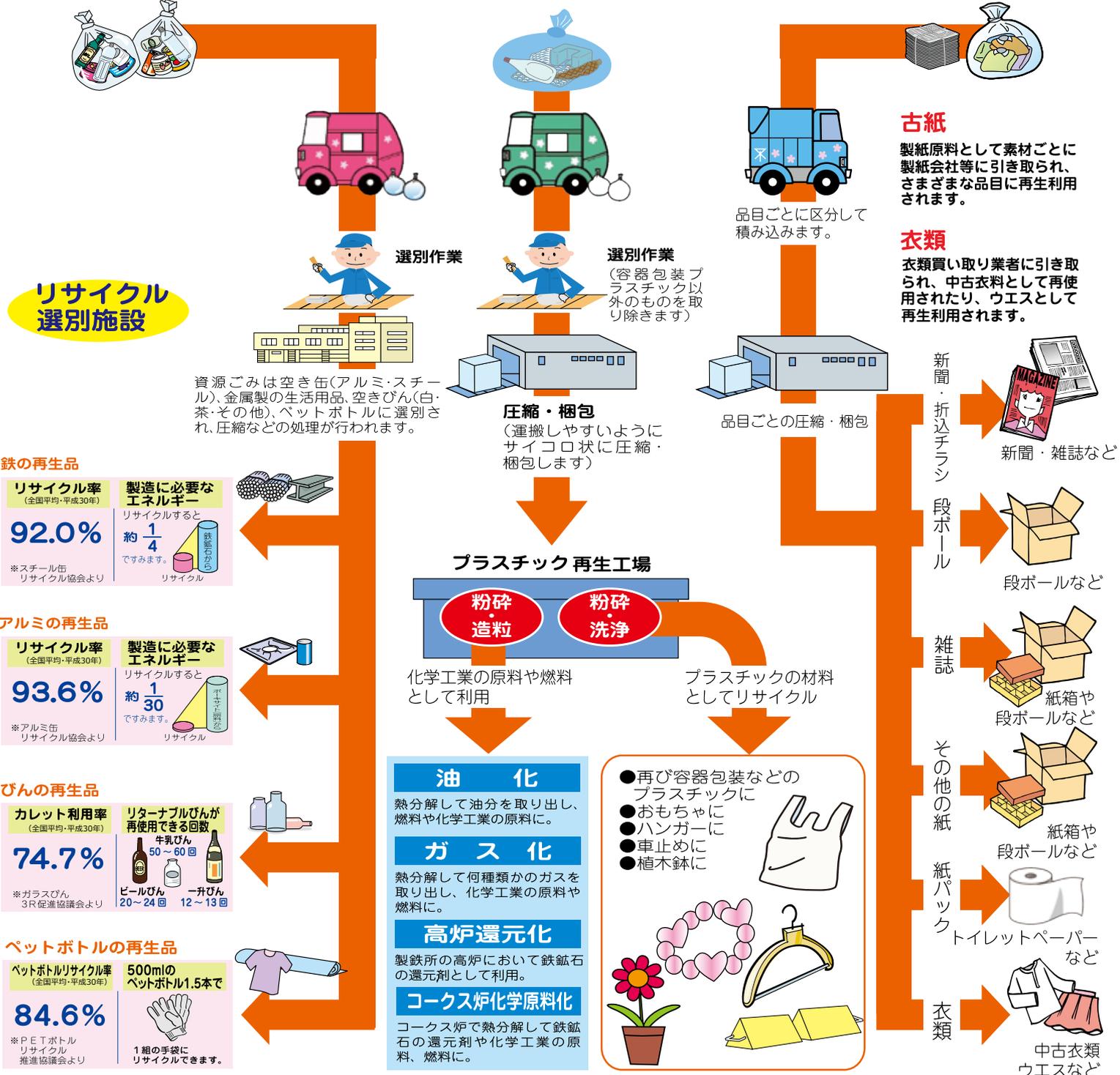
※容器包装プラスチックには

♻️マークが表示されています。

6品目に分けてお出してください

- 新聞・折込チラシ
- 雑誌
- 段ボール
- 紙パック
- その他の紙
- 衣類

資源ごみや容器包装プラスチック、古紙・衣類の詳細分別方法や対象品目、出し方の注意等については11・12ページまたは、環境局ホームページ「ごみの出し方」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000009337.html>から、それぞれのページへ移動してご覧ください。



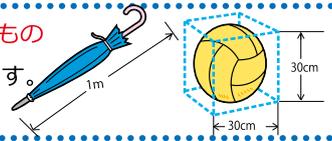
分別ルールが守られていない場合は、啓発シールを貼り、残置します。

家庭ごみの分け方・出し方 (収集日の午前9時までにお出してください。)

普通ごみ収集

(週2回)

普通ごみとして収集するのは**最大の辺又は径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの**
(資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く)でおおむね次の品目のごみです。
詳しくは、お住いの地域を担当する環境事業センター(15ページ参照)



主なごみ

ガラス製品

- コップ
- 皿
- 板ガラス



※厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示してからお出してください。

電気器具類

- 電気ポット
- ラジオカセット
- 電気コンロ
- 電気アンカ
- ジューサー・ミキサー
- 換気扇
- アイロン



家具・寝具類

- 本立て
- こぎ・シート
- 枕
- カーテン
- クッション

プラスチック製品

(容器包装プラスチック及びペットボトルを除く)

- ボールペン
- 歯ブラシ
- ビデオテープ



スポーツ用品

- ヘルメット
- ボール
- 釣竿
- ラケット
- グローブ

日用品

- せともの類
- 花瓶
- 魔法瓶
- かご・ざる
- 盆
- バケツ
- ハンガー
- 額ぶち
- とりかご
- 観葉植物
- 植木鉢
- 靴・長靴
- おもちゃ (ぬいぐるみ含む)
- はかり
- 園芸用品 (ホース・ジョウロなど)
- 傘
- カバン



資源ごみ収集

(週1回)

対象品目

① 空き缶

● 飲料水・食品・日用品・化粧品などの金属製の空き缶で、一斗缶以下の大きさのもの (ただし、スプレー缶・カセットボンベ類は別袋で)



② 空きびん

● 飲料水・食品・日用品・化粧品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの



※一升びん、ビールびんなどのリターナブルびんは購入店、販売店にお渡しください。

③ ペットボトル

● しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分に



の表示があるもの



④ 金属製の生活用品

● なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で最大の辺又は径が30cm以下のもの、あるいは棒状で1m以下のもの(ただし、ホーロー製品は除く)



⑤ スプレー缶・カセットボンベ類

【塗料スプレー(ラッカー等)は除く】

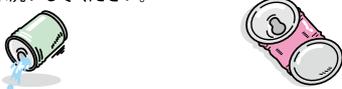


穴あけ不要

● スプレー缶・カセットボンベ類は必ず中身を使い切り、穴をあけず透明または半透明の袋に入れ、その他の対象品目とは別袋でお出してください。

出し方

● 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてください。



● 空き缶・ペットボトルはできるだけつぶしてお出ください。

● ペットボトルのラベルは、ボトルからはずして容器包装プラスチックにお出ください。



①～④と⑤は別の袋に入れてお出ください



● 空きびん、ペットボトルにつけるキャップは、必ずはずして、プラスチック製のものは容器包装プラスチック、金属製のものは資源ごみにお出ください。

対象外のもの

- ホーロー製の生活用品
- せともの類 (リサイクルできないため)



- 塗料スプレー(ラッカー等)
- 鉄線や銅線など線状のもの
- 鉄アレイなどの金属でできた重量物 (選別時に支障をきたすため)



- 有害な薬品や塗料の入った缶・びん (リサイクルに支障をきたすため)



➡ 販売店やメーカーなどにご相談ください。

「普通ごみ」と一緒の袋に入れてお出ください。

※塗料スプレー(ラッカー等)は中身を使い切り、穴をあけずに。



- 包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの
- ガラスコップ・板ガラス・電球などのガラス製品 (収集時や選別時に危険なため)



➡ 厚紙などに包んで「キケン」と表示して、普通ごみにお出ください

容器包装プラスチック収集 (週1回)

対象品目 ※容器包装プラスチックには マークが表示されています。

ボトル・カップ・パック類



袋・ラップ・トレイ (皿型容器) 類



プラスチック製のチューブ類・その他



対象外のものは普通ごみへ

- **商品の付属品**
 - 飲料パックのストロー
 - 弁当のスプーン
 - 洗濯石鹸の計量スプーンなど
- **商品そのもの**
 - おもちゃ
 - ビデオテープ・CD・DVDとケース
 - ボールペン・定規などの文具
 - 歯ブラシ ● 洗面器・バケツ
 - 使い捨てライター・禁煙パイプ・水きり用袋などの使い捨て商品

出し方と注意

- 1 中身を使い切ってからお出しく下さい。
- 2 汚れは洗ってからお出しく下さい。
- 3 発泡トレイは、できるだけスーパー等の店頭回収にお出しく下さい。
- 4 容器包装プラスチック以外のものは混ぜないでください。
- 5 中身の見えるごみ袋にまとめて入れてお出しく下さい。

※対象外の品目や汚れがひどいものが混ざっている場合は啓発シールを貼り、残置します。

古紙・衣類分別収集 (週1回)

対象品目

①新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、**ひもで束ねて**お出しく下さい。

又は、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出しく下さい。



②段ボール

粘着テープ・カーボン紙 (宅配伝票など) をはがし、**折りたんで10枚程度までをひもで束ねて**お出しく下さい。

※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。



③紙パック

水洗いして、切り開き、乾燥させてから、**ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れて**お出しく下さい。



④雑誌

- 週刊誌 ● 専門誌 ● 漫画本
- 単行本 ● カタログ ● 教科書
- パンフレット ● 辞典など

片手で持ち上げられる程度の量まで、**ひもで束ねて**お出しく下さい。

※雑誌をとしている留め具はそのままでお出しく下さい。



⑤その他の紙

ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。

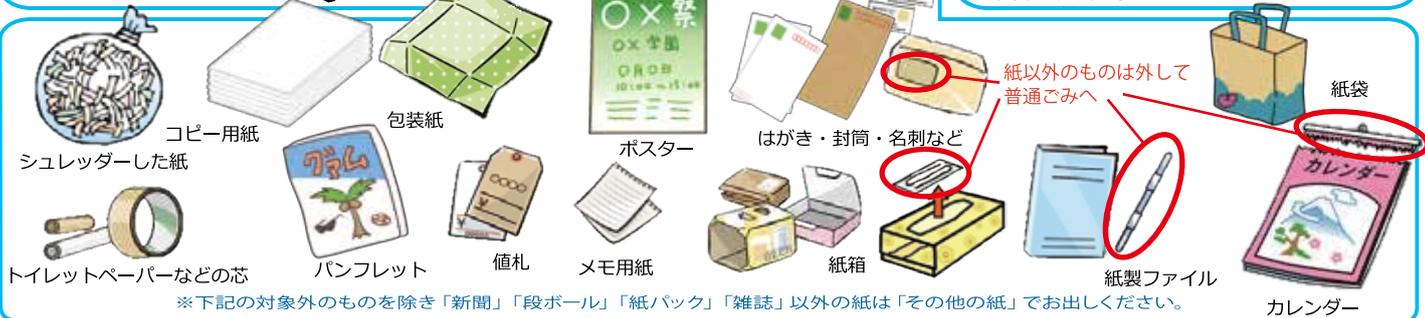


⑥衣類

- ジャケット ● シャツ ● スボン
- セーター ● スカート
- ジーンズ ● コート など

洗濯し、乾かしてから、中身の見えるごみ袋に入れてお出しく下さい。

雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかり閉じてお出しく下さい。



対象外のもの

● 対象外のものは普通ごみにお出しく下さい。
● 汚れたものは、品目に関わらず対象外となりますので普通ごみにお出しく下さい。

②段ボール

- アルミコーティングされたもの
- ワックス加工されたもの

③紙パック

- 内側がアルミコーティングされたもの

④雑誌

- 紙以外の部分
- 雑誌の付録 (DVDなど)
- ビニール製や布製の表紙など

⑥衣類

- 作業服 ● ダウンジャケット
- 革製衣類 ● 綿(わた)入りのもの
- ビニール製のもの
- 衣類以外のもの (タオル・シーツ・カーテンなど)

⑤その他の紙

- 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- 紙おむつ
- ティッシュペーパー等の衛生紙
- 防水加工された紙 (紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)



このマークの中には紙としてリサイクルできないものも含まれますので、マークがついても次のものは対象外です。

- においのついた紙 (洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)
- 圧着はがき
- 写真、写真プリント用紙
- カーボン紙、ノンカーボン紙 (宅配便の複写伝票など)



- 感熱紙 (ファックス用紙、レシートなど)
- 銀紙
- 捺染紙 (アイロンプリント紙など)
- 感熱発泡紙 (点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)

これらの紙は、紙としてリサイクルできないので、「普通ごみ」としてお出しく下さい

粗大ごみ収集(有料)

家庭の日常生活から出されるごみで、最大の辺又は径が30cmを超えるもの、あるいは棒状で1mを超えるもの。また、家庭の引越しや大掃除などで一時的に多量に出されるごみについても、有料で収集します。品目ごとに料金が定められていますので、粗大ごみ収集受付センターでご確認ください。

粗大ごみ収集受付センター



インターネットでの申込み先

<http://s-kantan.com/kankyo-osaka-u/>

24時間、365日、いつでもお申込み可能です。

パソコン、スマートフォン、タブレット端末からアクセスして、画面の案内に従ってお申込みください。※お申込み内容の確認のため、お申込み時の連絡先に粗大ごみ収集受付センターからご連絡する場合があります。



ご家庭の固定電話での申込み先

0120-79-0053 (通話料 無)

携帯電話・スマートフォンでの申込み先
0570-07-0053 (通話料金が必要です)

受付センターが確認する項目

- 住所
- 氏名
- 電話番号(連絡先)
- ごみ置き場の場所
- 粗大ごみの品目や大きさ、数量

※同じ品目でも、大きさにより料金が異なるものや粗大ごみの品目でないものについては、幅・奥行・高さの合計により料金設定しているため、大きさを確認しています。

受付センターからお伝える項目

- 収集日
- 受付番号
- 品目ごとに必要な料金



受付日

月曜日～土曜日(祝日も受付しています)、9時～17時

12月29日～1月3日の間は受付は休ませていただきます。

※月曜日や祝日の翌日、また、受付開始直後は申し込みが多く、電話がつながりにくい場合があります。

出し方と注意

- 手数料券(シール)に受付番号又は氏名を記入し、品目1点ごとによく見るところに貼り付けてお出ください。
- 受付センターでお知らせした収集日の午前9時までに家の前(又は指定場所)にお出ください。
- 収集が終わるまで、手数料券の「購入者控(領収書)」を保管してください。



粗大ごみ処理手数料券の購入方法

- ①受付センターで手数料を確認後、取扱店で品目1点ごとに「粗大ごみ処理手数料券」(以下、手数料券)を購入してください。手数料券は、200円、400円、700円、1,000円の4種類です。
- ②手数料券はシールになっています。粗大ごみを出すときに、よく見るところに貼ってください。
- ③手数料券は、「粗大ごみ処理手数料券取扱店」のステッカー表示がある大阪市内のコンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局(大阪北郵便局、新大阪郵便局及び簡易郵便局を除く)、各環境事業センターなどで販売しております。

聴覚・音声機能・言語機能障がいなどのある方はファクシミリ・はがきで申し込みができます

住所・氏名・粗大ごみの品目や大きさ、数量をファクシミリ用紙・はがきに書いて次のとおり申し込んでください。(ファクシミリの場合はファクシミリ番号もお書きください。)
ごみは家の前(又は指定場所)にお出ください。収集車が入れない場合は、ファクシミリ用紙に「進入不可」と書いてください。

ファクシミリの場合

- ①ファクシミリ番号へ送信してください。
- ②受付センターから収集日・受付番号・品目ごとの手数料をファクシミリでお知らせします。

0120-53-4153
(通信料無料)

はがきの場合

- ①お住まいの地域を担当する環境事業センターへ申し込んでください。
- ②環境事業センターから、収集日・受付番号・品目ごとの手数料をはがきでお知らせします。

家電リサイクル法対象品目

エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機
大阪市では、引き取りや収集・運搬を行っておりません。

ご家庭で不用となったエアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機の家電リサイクル法対象品目は、買い換える場合や過去に購入した販売店等がわかる場合について、当該販売店等に引き取る義務がありますので引き取りを依頼してください。買い換え以外で、過去に購入した販売店等が不明な場合の処分方法は、次のとおりです。

■リサイクル料金のお問い合わせ先
家電リサイクル券センター **0120-31-9640** **03-3903-7551**

■主なメーカーのリサイクル料金の目安 (令和2年1月1日現在)	テレビ		冷蔵庫・冷凍庫		洗濯機・衣類乾燥機
	15型以下	16型以上	170ℓ以下	171ℓ以上	
エアコン	990円	1,870円	2,970円	3,740円	4,730円

処分する対象品目の確認

メーカーや規格(大きさ等)を確認しておく。

郵便局でリサイクル料金を支払う

郵便局に備え付けの「家電リサイクル券」に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途、振込手数料が必要です。)

自分で運搬できる 指定引取場所(※1)へ

引き取り時に必要なもの
・家電リサイクル券

自分で運搬できない 許可業者(※2)へ

「※大阪市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可を有している許可業者へ運搬を依頼してください。」
引き取り時に必要なもの
・家電リサイクル券
・運搬費用(別途必要となります)

(※1) 指定引取場所【抜粋】

会社名	住所	電話番号
新栄運輸(株)	大阪市住之江区平林北2-9-34	06-6682-5701
日本通運(株) 大阪東支店東部大阪事業所東部流通営業課	大阪市鶴見区焼野3-2-24	06-6911-3892
日本通運(株) 大阪西支店 北港事業所自動車営業課	大阪市西淀川区中島2-10-115	06-6474-7561
日本通運(株) 大阪東支店摂津流通センター	摂津市一津屋3-6-1	06-6349-0202
日本通運(株) 天王寺支店八尾倉庫	八尾市神武町2-24	072-991-2957



家電リサイクル法の対象品目は粗大ごみとしての処分はできません。

洗濯機・衣類乾燥機

(※2) 許可業者については、環境局ホームページ「家電リサイクル法対象品目の出し方」
<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000369358.html> をご覧ください。

拠点回収について

※会社や商店等家庭以外から出るものは回収できません。

	環境事業センター	区役所 (出張所含む)	市役所 (本庁)	一部の スーパーマーケット	大阪府庁
使用済小型家電ボックス	○	○	○		○
拠点回収ボックス		○	○	○	
受付回収	○				

使用済小型家電



電池・電気で動き、回収ボックスの投入口 (15 cm × 30 cm) に入る大きさの使用済小型家電

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電にはレアメタルなどの貴重な資源が含まれており、この大切な資源を再生利用することを目的としています。これらをリサイクルすることにより、ごみの減量と資源の再生利用が進みます。



品目一覧

携帯電話端末	ICレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器	電気かみそり等理容用機器
パソコン (タブレット端末を含む)	各種メモリ (ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード)	懐中電灯
電話機・ファクシミリ	電子書籍端末	時計
ラジオ	電子辞書	ゲーム機
デジタルカメラ	電卓	携帯ゲーム機
ビデオカメラ	電子血圧計	カーナビ
ポータブルDVDプレーヤー等映像用機器	電子体温計	カーオーディオ等車載機器
ポータブル音楽プレーヤー	ヘッドライヤー	これらの付属品 (リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器)

拠点回収ボックス

乾電池

受付できるもの

- アルカリ・マンガンの筒型乾電池



受付できないもの

- ボタン電池
- 充電式電池



※販売店などに設置されている回収箱をご利用ください。

蛍光灯管は、破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等で包んでお持ちください。また、お子様だけで持ち込みをされないようお願いします。



蛍光灯管の出し方



インクカートリッジ (純正のみ)

インクカートリッジは、再生カートリッジとして再使用するほか、ボールペンなどの材料として様々な用途でリサイクルされます。

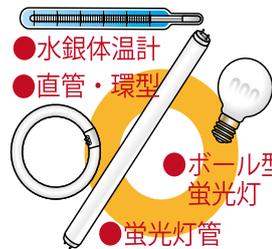
受付できるもの

- 家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジ



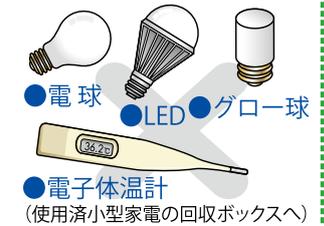
蛍光灯管・水銀体温計

受付できるもの



受付できないもの

※普通ごみにお出しください。



マタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本

受付できるもの

- 汚れがなく、再使用できるものであれば少量でも受け付けます。
- 持ち込み前に洗濯などをお願いします。



受付できないもの

- 汚れなどでリユースに向かないもの



※普通ごみにお出しください。

展示提供について

市民の皆さんに提供していただいたマタニティウェア等は、環境事業センター(15ページ参照)等で市民の皆さんに展示・提供(無料)しています。

- 実施日: 毎月第3土曜日
- 展示・提供時間: 10時~12時、13時30分~16時
- 提供点数: 1日1回の来場で1名につき2点まで
絵本は1日1回の来場で未就学児1名につき1冊まで

水銀血圧計・水銀温度計・水銀体温計、蛍光灯管・乾電池・インクカートリッジ

環境事業センターでは、月~土の8時30分~17時の間、市民の皆さんからの持ち込みを受付しています。詳しくは環境事業センターにお問合せ下さい。(15ページ参照)



マタニティウェア・ベビー服・子ども服および蛍光灯管は

お住いの地域を担当する環境事業センターへの電話などの申し込みにより職員がご家庭まで引取に伺います。

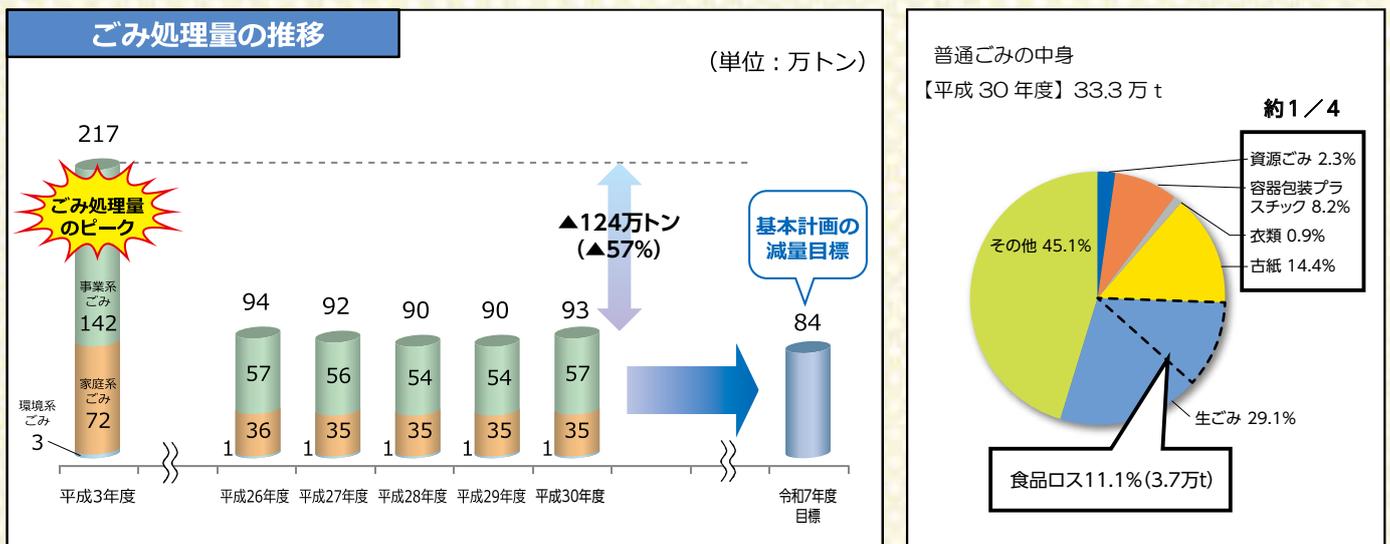
ごみはまだ減らせるの？

～燃やされているごみ袋の中身～

市民の皆さんにご協力をいただき、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類の分別収集をはじめ、分別ルール徹底、コミュニティ回収等の活動への支援を行うなど、様々なごみ減量・リサイクル施策を進めてきた結果、大阪市のごみ処理量（焼却量）は、ピーク時の半分以下となっています。

しかし、まだ、普通ごみ（焼却工場で燃やすごみ）の中に、分別をお願いしている資源物（資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類）が約4分の1の割合で含まれています。また、手つかず食品、食べ残しといったいわゆる「食品ロス」についても、約3.7万トンもの量が燃やされています（平成30年度家庭系ごみ組成分析調査結果より推計）。

引き続き、市民の皆さまには、分別排出の徹底や食品ロス削減のための行動など、ごみ減量・リサイクルのための取組にご理解とご協力をお願いします。



お問合せ先

お住まいの地域	担当の環境事業センター	住所	電話番号	FAX番号
北区・都島区	北部環境事業センター	北区同心2-8-14	6351-4000	6351-4049
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	東淀川区上新庄1-2-20	6323-3511	6370-3951
旭区・鶴見区・城東区	城北環境事業センター	鶴見区焼野2-11-1	6913-3960	6913-3674
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	西淀川区大和田2-5-66	6477-1621	6477-4602
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	東住吉区杭全1-6-28	6714-6411	6714-7787
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	浪速区塩草2-1-1	6567-0750	6567-0721
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	大正区小林西1-20-29	6552-0901	6552-1130
東成区・生野区	東部環境事業センター	生野区巽中1-1-4	6751-5311	6753-3041
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	住之江区泉1-1-111	6685-1271	6685-1282
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	西成区南津守5-5-26	6661-5450	6653-7849
平野区	東南環境事業センター	平野区瓜破南1-3-40	6700-1750	6706-2007

お問合せ時間：月～土の8時30分～17時まで（1/1～1/3を除く）

編集・発行

大阪市環境局 家庭ごみ減量課 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス 13階
TEL. 06-6630-3259 FAX. 06-6630-3581 <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>